

各建築関係団体 代表者 様

京都府建設交通部建築指導課長

「建築法令実務ハンドブック」の改正について

建築基準法をはじめとする建築関係法令の遵守とこれらの法令の適切な運用を目的として、建築法令実務ハンドブック（平成 30 年 10 月 24 日一部改正施行）に取扱いを定め運用しているところですが、この度、内容を下記のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、貴会会員への周知に御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、これらのことについては、宇治市と調整済みであることを申し添えます。

記

1 改正内容

改正箇所		改正内容
9-1	小屋裏利用等の収納庫	<ul style="list-style-type: none">開口部及び固定はしごの制限を削除「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」の制限内容によることとする。
10-9	特殊な形式の倉庫	「自動ラックを設置する倉庫における床面積の算定に係る運用について（令和 6 年 6 月 28 日付け国住街第 44 号）」の通知内容を反映（床面積の算定方法を改正）
共通		刊行物の引用について、刊行物が頻繁に更新されるため、改正版数を最新版に変更、ページ数を削除

なお、本改正については、以下のホームページにおいて掲載済みです。

府ホームページ：<https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/kenchiku-handbook.html>

2 適用

令和 7 年 4 月 1 日以降に確認申請（計画変更を含む）がなされるものについて適用

建築基準係
TEL 075-414-5348